

2013年11月11日

京都府知事 山田啓二 様

# **府民の暮らしと憲法を守る府政を 2014年度京都府予算案に対する申し入れ**

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪 義由紀

## はじめに

勤労者の月収が16か月連続減少し、年金が10月分から減額され、諸物価が次々値上がりするなど府民生活は依然厳しい現状にある。中小企業の7割が赤字経営を余儀なくされ、消費低迷が続くなど京都経済は景気が回復したとは到底言えない状況にある。

こうした中で安倍内閣は、来年4月からの消費税8%への増税を強行しようとしている。どの世論調査でも景気回復を実感しないとの声が多数であり、「景気が悪化する」からと大企業減税と公共事業のバラマキに5兆円つぎ込もうとするなど、消費税増税には何の道理もない。府民生活や京都経済、府内自治体の財政に大打撃を与える来年4月からの消費税増税は中止すべきである。

さらに安倍内閣は、公約に違反し、TPP交渉で農産物など重要品目の関税撤廃の検討に踏み込もうとしており、東京電力福島第一原発では放射能汚染水漏れの「国家的非常事態」にあるにもかかわらず原発再稼働と海外輸出を推進している。また、憲法違反の集団的自衛権の行使に向けた準備を着々と進め、国民の目と耳と口を塞ぐ秘密保護法の制定や国家安全保障会議の設置まで強行しようとするなど、日本を戦争する国に変えるたくらみをすすめている。

山田知事は、全国知事会長として、消費税増税の地方配分増を理由に税と社会保障の「一体改革」を了承し支えており、アメリカ核戦略強化のための京丹後市への米軍レーダー基地設置に協力し、オスプレイの実動訓練を京都と関西、全国に拡大するよう要請するなど、安倍内閣の暴走を一体となって推進している。日本共産党京都府議員団は、こうした府政のあり方にきびしく抗議する。府民は、こうした山田府政に批判の声を強めており、府民の利益を守る立場にたった府政への転換が強く求められる。

一方、台風18号によって府内一円で5000軒をこえる床上・床下浸水被害をはじめ河川や道路崩壊、農林水産業被害など甚大な被害がもたらされた。いまだに災害復旧、復興は道半ばであり、府民の住宅や生業、ふるさとの再建のために、災害対策の補正予算の周知徹底・執行に全力を尽くすとともに、今日までに明らかになった災害の実態や被災者の要望を踏まえ、災害対策の一層の充実に取り組むべきである。

このような情勢を踏まえ、来年度の京都府予算の編成に当たっては、知事選挙を控えた骨格予算であるが、憲法の本質と府民の暮らし、安心安全を守り、京都経済とふるさとの発展をはかるために、次の緊急要求と分野別の重点要求を申し入れるものである。

## 緊急要求

### **(1) 台風18号被害対策と防災対策の強化を**

- ①生活再建支援制度の拡充を国に求めるとともに、本府の被災者住宅再建支援事業や中小企業・農業再建支援事業等を恒久化すること。府補正予算の周知徹底と速やかな執行に努めること。
- ②床下浸水被害を受けた多くの被災者に対して支援対策を講じること。中小企業と農林漁業の災害復旧に全力を挙げるとともに、対象とならない災害の復旧に対しても支援を行うこと。被害を受けた設備や備品の更新などに対しいっそうきめ細かな支援を行うこと。
- ③由良川、園部川、須知川など国府管理河川の早期改修を行うとともに、府管理河川整備の30年計画を見直し、計画を繰り上げ実施すること。土砂崩れ危険個所の災害防止対策を抜本的に強化すること。総合的な治水対策を検討すること。

- ④台風18号災害における振興局・土木事務所の対応について検証し、配置や体制を見直し、技術職員等の増員をはかること。避難対策の充実と市町村・関係機関との連携の強化をはかること。

## **(2) 安倍内閣の「暴走」に対し府民の利益を守る立場から意見表明を**

- ①来年4月からの消費税8%への増税を中止するよう求めること。
- ②生活保護費や年金の削減を中止し、社会保障の全分野でのサービス切り捨てや府民負担増に反対すること。
- ③TPPでのすべての品目・分野での関税撤廃、非関税障壁の撤廃に反対し、交渉からの即時撤退を求めること。TPP参加を前提とし、「競争力強化」の名のもとに企業の農業参入を優先する「農地中間管理機構」や「生産調整見直し」に反対すること。
- ④限定正社員制度や労働法制の一層の規制緩和を中止し、労働者派遣法の抜本改正で正社員が当たり前の社会に転換するよう求めること。
- ⑤憲法違反の集団的自衛権の行使への検討を中止するよう求めること。
- ⑥国民の知る権利や報道取材の自由を侵害し、国民の目と耳と口を塞ぐ特定秘密保護法案と国家安全保障会議設置の撤回を求めること。

## **(3) 景気回復と正規雇用の拡大、暮らしの願いにこたえる対策を**

- ①最低賃金1000円への引き上げと中小企業への賃金助成の拡大を国に求めるとともに、府内の大企業に対し内部留保を活用した賃上げを要請すること。「ブラック企業」の根絶に向けて府内の大企業の実態調査を行い、労働局とともに「ブラック企業」への指導をすすめる推進体制をつくるとともに、正規雇用拡大の年度目標を持ち、強力に進めること。
- ②中小企業振興条例を制定し、すべての中小企業を対象に経営の下支えと仕事おこしを進め、住宅リフォーム助成制度の創設、固定費支援など設備投資補助制度の拡充、中小企業発注の拡大をはかること。公契約条例を制定し、末端で働く労働者の賃金を設計労務単価の水準になるよう義務付けること。
- ③子どもの医療費助成制度を中学卒業まで拡充し、償還払い制度をすみやかに撤廃すること。小中高校の30人学級を実現すること。公立高校授業料無償制度の所得制限の導入に反対すること。京都市・乙訓通学圏の高校入試制度について、競争と学校間格差を激化させる「単独選抜制」導入や「1通学圏化」を中止すること。南山城支援学校の過大な規模と長距離・長時間通学の解消のため、府南部に一刻も早く特別支援学校を新設すること。
- ④国民健康保険料や介護保険料・利用料の負担軽減対策を講じるとともに、特別養護老人ホームを緊急に増設し、待機者の解消に計画的に取り組むこと。
- ⑤北部医療センターを府北部の高度医療拠点施設として整備拡充すること。脳外科医を確保し手術ができる体制を復活させるとともに、救急受け入れ体制の整備・拡充をおこなうこと。医師不足が深刻な地域の医師確保対策を強化すること。

## **(4) 憲法9条を生かす行政に転換し、安心安全の緊急対策を**

- ①京丹後市への米軍レーダー基地への「協力表明」を撤回し、米軍の環境管理基準に基づく環境影響評価の実施を求め、その結果を府民に公表すること。

- ②海外での奇襲攻撃の訓練となるオスプレイの実動訓練を京都府内や全国に広げるよう求める姿勢を改めること。
- ③大飯・高浜原発の再稼働に反対し、原発ゼロの政治決断を行い、再生可能エネルギーの飛躍的拡大政策に転換すること。再生可能エネルギー推進条例を制定し、府民の太陽光発電施設への補助制度の創設、地産地消、地元企業への仕事おこしなど地域循環型の仕組みづくり、地域金融機関との連携など実効ある対策に乗り出すこと。
- ④原発の立地県並みの「安全協定」を実現し、市町村が定める30キロ圏内の避難計画の早期実現へ支援を強化すること。

## **(5) 住民自治と地方自治を守り、住民本位のまちづくりに転換を**

- ①京都府をなくし、住民福祉の向上を目的とする自治体のあり方を破壊し、市町村合併を促進する道州制の検討をやめること。
- ②オスプレイの実動訓練の関西での受け入れを表明するなど憲法9条の精神を否定する関西広域連合の異常な運営を改めること。
- ③市町村自治を破壊し、国民健康保険料の値上げをもたらす国民健康保険の都道府県単位化の検討をやめること。
- ④京都地方税機構の強権的な運営を中止し、徴税強化と課税自主権侵害の課税共同化を改めること。
- ⑤国の地方交付税削減による地方公務員給与削減の押し付けに反対し、7月以降の府職員給与削減の早期回復をはかること。
- ⑥不要不急の大型事業であるリニア新幹線の京都誘致をやめること。
- ⑦亀岡のサッカースタジアムの建設については、治水上も環境上も大きな問題があり再考すること。
- ⑧堀川再生事業については、プロポーザル方式による事業方式をやめ、商店街や住民の要望を尊重した計画に変更すること。
- ⑨キンビール京都工場跡地を中心とした巨大な開発について、住民の生活環境を破壊するような計画を見直すよう事業者を指導すること。イオンの巨大店舗出店計画について、京都市や関係市町と連携して、影響調査を行ない、既存の商店街などへの影響を考慮した計画に改めるよう求めること。

## **(6) 年末の緊急経済・生活支援対策を**

- ①大企業の人員削減や関連下請け企業への発注削減、単価たたきなどを把握・調査し、雇用と中小企業の経営を守る対策を強化すること。台風18号災害による被害の傷が癒えておらず、年末にむけ、府内全域で住居や生活保障、雇用などのワンストップ相談・支援体制をとるなど、万全を期すこと。
- ②希望者の要望に応え、生活福祉資金の生業資金貸付の運用改善を図ること。また「くらしの貸付」を復活し、通年化して貸付金額も引き上げること。
- ③金融機関に対し、借り換え時や制度融資の条件変更に対応するよう求め、変更時等の保証協会の保証料への助成制度を実施すること。銀行による中小企業に対する資金の強引な回収等が行われないよう申し入れ、対応を求めること。各種制度融資の返済据え置き期間を、現在の2年から3年に延長すること。

## 各分野の重点要望

### 1. 中小企業と雇用を守り、地域循環型経済を。農林漁業支援の抜本的強化を

#### ○正規雇用の拡大と中小企業対策の強化を

- ① 日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議する規定、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ② 障害者の雇用確保と拡大に力を尽くすとともに、中高齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ③ 「伝統と文化のものづくり産業振興条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ④ 西陣織、丹後織物、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。伝統産業振興のために大規模な財政支援を行なうこと。
- ⑤ 「北部産業技術支援センター」「京都府織物・機械金属振興センター」への技術職員の増員、検査機器設備の拡充など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑥ 公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とするとともに請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げること。入札の実施にあたっては、土木事務所単位で実施するよう改善すること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑦ 府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、経済波及効果が明確で、耐震改修や太陽光パネル設置などの推進のためにも、中小建設業者の仕事確保の観点からも住宅リフォーム助成制度を創設すること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。
- ⑧ 府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保対策としても位置づけを発展させること。適正な執行のため担当課などの体制を抜本的に強化すること。
- ⑨ 大型店の身勝手な出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用するとともに、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除し、まちづくり三法の見直しをするよう求めること。また、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支

援施策を実施すること。

- ⑩制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用保証料や金利負担の軽減を図ること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。
- ⑪中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の責任共有制度を撤回するように国に求めること。

## ○京都農業の振興、食料自給率向上、鳥獣被害対策の強化を

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、対策を講じること。
- ②地域農業を守るための集落営農、受託組織など地域農業の組織化・共同化をはかり、農業機械更新については法人以外にも助成するなど積極的に支援すること。一部の大規模経営だけでなく、兼業などの多様な家族経営の維持・発展をはかること。農外企業が参入する場合は、「地域協定」の締結など規制を行なうこと。農業委員会予算を拡充し活動強化を支援すること。
- ③米の需給や流通の安定に国が責任を持ち、農家が安心して米生産に励めるよう、米生産費を償う価格保障と農業の多面的機能に着目した所得補償の強化で、米価 18,000 円を実現すること。政府買入れ米を増やし、備蓄米 100 万 t を確保するよう政府に求めること。
- ④府独自にも価格保障、所得補償を実施し、とりわけ特栽米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。
- ⑤新規就農支援対策を抜本的に強化し、貸与額の引き上げ、住宅対策、期間延長などを図り、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりなど継続的な支援を行うこと。農家子弟に対しても必要な特別対策を講じること。
- ⑥鳥獣被害対策予算をさらに増額し、防護柵や電気柵の設置補助率の大幅な引き上げ、補修への支援、罠・檻の設置費用や駆除後の処理費用に対する助成の引き上げ、モンキードッグの育成補助など、農林業従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行なうこと。駆除を専門とする「有害鳥獣専任捕獲班」を常設すること。「特定鳥獣保護管理計画」の見直しにあたって、シカやクマの生息数を正確に調査すること。科学的で適切な個体管理実施のため、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。大量捕獲技術の研究、確立および普及をすすめること。捕獲した個体の処分への支援策を講じること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。
- ⑦都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興を図ること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。城陽市特産の寺田いも・茶などアラスの優良畑作地域の工業団地化計画を撤回し、市街化区域への用途変更を元に戻すこと。
- ⑧中山間地直接支払い制度の積極的活用を図ること。また、実施状況調査をもとに必要な拡充、改善を政府に要求すること。さらに、いわゆる「限界集落」をはじめ存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落存続の力をつくる担い手対策をはじめ、「命の里」再生事業が実効ある対策となるよう予算の増額、里の仕事人の増員、実施年限の延長など、

抜本的に強化すること。「農地・水保全管理支払交付金」の運用にあたっては希望するすべての活動組織を採択し、必要な割り当てとなるよう求めること。

- ⑨円高に伴うビニールなどの資材や燃料、肥料、飼料、電気料金などの値上がり対策を行うこと。
- ⑩飼料自給化、特に飼料用稲（WC Sだけでなく穀実利用）の実用化への支援を行なうこと。国に対して、乳価の価格引き上げを強く要望すること。家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営支援対策を強化すること。
- ⑪畜産農家に対し、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの感染症についての情報徹底、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑫この間の農協合併と経営優先の運営によって、農家組合員の農協離れが加速している。農協が民主的な運営に立ち返り、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。また、計画中の京都の農協一本化・大合併は行なわないよう指導すること。

## ○林業と育てる漁業の振興、食の安全の確保を

- ①外材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。
- ②府内産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など再生可能エネルギー事業の促進を図ること。
- ③育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興を図ること。栽培漁業センターへの支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に要求するとともに、担い手対策を強化すること。また、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援を図ること。丹後とり貝ブランドの振興を推進すること。定置網の更新への継続的な支援で、低迷する漁業の振興を図ること。
- ④「食の安全」確保と放射能汚染対策のため、食品衛生監視員の専任化・増員を図り、保健環境研究所、保健所、消費生活安全センターなどの体制強化と検査機器の充実を図ること。市町村ごとの消費者相談の専門の窓口を早急に設置できるよう支援の強化を行なうこと。
- ⑤国産牛のBSE対策として実施されていた全頭検査の復活を国に求めるとともに、府として元の全頭検査体制に戻すこと。
- ⑥生産者が農水産物の放射能汚染について検査を要望する場合、自己負担せず迅速に進められるよう、府として検査体制を強化すること。
- ⑦輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。

## 2. 社会保障の改悪に反対し、府民の命と暮らしを支える対策を

### ○いつでもどこでも安心して受けられる医療体制の整備を

- ①国庫負担増額なしの「国民健康保険都道府県一元化」は中止し、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的に増額するよう国へ求めるとともに、市町村への独自支援を強化すること。すべての加入者に保険証を交付するとともに、滞納者へは納付相談を丁寧に行ない、無慈悲な滞納処分を行

なわないこと。無保険者の実態を把握すること。国民健康保険一部負担金減免制度を積極的に活用するよう市町村へ助言すること。保険医療機関における窓口一部負担未回収問題について、財政支援の仕組みを検討するよう国へ求めること。

②後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるとともに、廃止後の医療制度について、高齢者や現役世代の新たな負担増とならないよう、国の財政負担を求めること。70歳から74歳の窓口負担の一割から二割への引き上げの中止、撤回を求めること。また、京都府の老人医療費助成制度を継続し、70歳から74歳の医療費負担増を国が実施した場合は京都府独自制度で一割に抑えるよう拡充すること。

③北部地域において、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な救急患者に適切な治療が行えるよう整備すること。また、中丹地域医療再生計画に位置づけられた舞鶴市休日夜間急病診療所について当初の計画のとおり実現させるとともに、舞鶴市任せにせず京都府として責任を持って支援すること。

④医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国へ求めるとともに、本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支援対策を講じること。

⑤保険医療機関は民間であっても、公的財源で運営され、住民の命を守る公的な存在であるとの認識に立ち、耐震補強工事への公的支援の拡充や、台風被害を受けた医療機関の状況把握と復旧工事や損傷した医療機器の再購入に対する支援を拡充すること。

⑥京都府内の看護職員4万6000人以上を目指し、院内保育・研修事業など看護職員確保対策の予算を拡充すること。厚生労働省が発出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」の通知の主旨に従い、労働局と連携し、実態調査や必要なヒアリングを行なうとともに、看護師定着の妨げとなっている労働基準法違反・長時間労働・二交替制勤務の導入、不払い時間外労働・違法祝日直の改善を進めること。

府立医科大学付属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの夜勤体制の充実へ看護師を増員すること。府立医科大学付属病院の院内保育所を開設すること。民間医療機関の院内保育所への運営助成等を拡充すること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。

⑦府立洛南病院の救急患者や認知症患者の受け入れ体制の拡充、府北部医療センターや公立南丹病院に精神科病床を整備するなど、精神科救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。

⑧総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上、とりわけ、働き盛りの世代の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行なう体制を整備すること。

⑨肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、肝炎治療費への公的支援制度の確立、障害者手帳の交付基準の改善等、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化、肝炎患者への偏見差別の解消、薬害の根絶を図るよう、国へ求めること。患者・家族の代表も参加する「肝炎対策協議会」を設置し、患者の立場に立った施策の推進、全医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制整備、低所得者への医療費無料化などをすすめ、肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。

- ⑩特定疾患治療研究事業の対象疾患拡充の方向が示される一方、自己負担導入の懸念もある。このため、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国へ求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた先天性胆道閉鎖症患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。難病を持つ子どもたちへの支援の拡充や長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行なうこと。難病相談支援センターの充実やピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。
- ⑪脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充を図ること。
- ⑫高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行なうこと。独立した高次脳機能障害支援センターを整備し、コーディネーターを正規職員として配置するなど施策推進体制の抜本的強化をはかること。生活機能回復と社会参加のための地域訓練拠点施設の整備をおこなうこと。障害者手帳取得促進をはかること。
- ⑬災害発生時においても、透析患者が透析医療施設ですみやかに透析が受け入れられるよう相談窓口の設置や透析受け入れ可能施設を把握し、体制の構築を図ること。人工透析施設が不足している現状に鑑み、府内医療機関と連携して、整備拡充を図ること。腎移植促進事業を復活すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。透析患者も公的な老人施設へ入所できるよう事業者へ助言指導をおこなうこと。慢性腎不全対策における協議会の設置をおこない地域における慢性腎不全対策の推進をはかること
- ⑭「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に派遣し二次周産期医療センターとしての機能を回復させるとともに、府南部地域など府内医療機関の産科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行なうこと。
- ⑮「妊婦健康診査」公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国へ求めること。平成 25 年度 4 月から、母子保健法に基づく未熟児訪問指導などが京都府から各市に移譲されているが、専門的で適切な支援ができるよう、職員研修や助言など支援を行なうとともに、府保健所の「乳幼児健康管理事業」は継続して実施し、低体重児等へのキメ細かな支援が必要な乳幼児に対する専門的クリニックを継続すること。
- ⑯「子宮頸がんワクチン」「ヒブワクチン」「小児肺炎球菌ワクチン」接種の定期接種化にあたり、十分な財政支援を国へ求めるとともに、京都府の独自支援を行なうこと。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化を国へ求めるとともに、府の独自支援をおこなうこと。

## ○介護保険制度と生活保護制度の改善、障害者対策の充実を

- ①介護保険制度について、訪問介護の生活援助の時間区分を見直すとともに、要支援 1・2 の高齢者を介護保険対象外としないこと。特別養護老人ホーム入所対象者を要介護 3 以上に制限しないこと。すべての要介護者への必要な介護を提供、国庫負担による新予防給付や地域生活支援基盤の整備をすすめるよう国へ求めること。高齢者の悉皆調査を行なうこと。介護療養病床の廃止方針を撤回するよう国へ求めること。
- ②介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、いっそうの賃金・労働条件等改善へ恒久的な支援策の拡充を国へ求めること。

- ③「障害者総合支援法」は、障害のある人々が生きるために不可欠な福祉サービスを有料化するなど、さまざまな問題点を抱えた障害者自立支援法の中身をそのまま存続させるものであり、障害者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」に沿う新法の制定および、障害者対策予算の抜本的増額を国へ求めること。家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- ④障害者差別禁止条例の制定について、障害当事者の意見を幅広く聞くとともに、これまでの審議会での議論を十分に反映させること。
- ⑤京都府聴覚障害者情報提供施設・「南部聴覚言語障害センター（仮称）」設置にあたっては、関係者の意見を反映するとともに、障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を山城地域にも整備すること。障害者手帖の有無にかかわらず、必要な聴覚障害児には補聴器の補助が受けられるよう、市町村への助言・支援を行なうこと。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ⑥地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行なうこと。
- ⑦府立舞鶴子ども療育センターの整備にあたっては、発達障害や重度心身障害児のレスパイトやショートステイなど機能充実をおこなうこと。当面、府北部医療センターが、ショートステイ、レスパイトの受け入れを行なうこと。
- ⑧福祉医療助成制度について、所得制限の強化を見直すこと。重度心身障害児・者医療制度、重度障害老人健康管理事業、老人医療助成制度は継続、拡充すること。
- ⑨生活保護の老齢加算の復活と夏季加算の実施を求めること。見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行なうこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口申請用紙を設置するよう指導すること。また申請を速やかに受理したうえで、保護の決定については法定期限の2週間以内に決定するよう指導すること。生活困窮者が安心して生活保護を受けることができるよう、府内自治体とも連携して、生活保護制度の周知に努めること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行なわないようにすること。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行なわないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し改善すること。
- ⑩相談機能の充実など自殺対策の強化を行なうこと。
- ⑪府立洛南寮などの福祉施設において指定管理者制度に移行後の総括および検証を行うこと。府立洛南寮については実情に応じた職員体制を早急に拡充すること。

### **3. 貧困から子どもを守り、ゆきととどいた教育を。子育て支援の拡充を**

#### **○競争と格差拡大の教育の見直し、文化・スポーツ行政の充実を**

- ①子どもたちが高校で学ぶ権利を保障し、どの学校を選んでも格差のない教育を保障すること。普

通科を減らさず、「特色化」など入試制度を複雑化し、子どもを選別する方向を抜本的に見直すこと。希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の機会を等しく保障し、中学卒業生数の増加にみあう募集定員増を行ない、地域の高校を守り発展させること。定時制・通信制高校については、生徒や保護者・教職員をはじめ幅広く府民の意見を聞き、統廃合や定数削減は行なわず、南部に新設すること。通信制で廃止された補食費への補助を復活させること。養護教員の正規化、支援員の配置拡充、教育条件の改善を行なうこと。フレックス学園については、現場の教職員や生徒・保護者の声をよく聞いて進めること。

- ②特別支援学級の定数改善を国に求めるとともに、本府においても1クラス8人という基準について実態にあった改善措置を行うこと。通級指導教室の拡充を行うこと。いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して支援・相談などの体制をいっそう強化すること。子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめること。競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ③向日が丘養護学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舎の充実を図ること。また寄宿舎整備を行なうこと。盲学校も含め特別支援学校に経験豊かな教員の適正な配置を行なうこと。高校や私立学校を含むすべての学校に特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。
- ④教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員の配置を抜本的に改め、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、全ての学校に専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置、食育の充実に欠かせない栄養教諭・職員および専任の図書館司書の全校配置、スクールカウンセラーの拡充など、教職員定数・配置の抜本改善を図ること。希望する全ての学校にまなびアドバイザー（スクールソーシャルワーカー）を配置すること。
- ⑤義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度を拡充すること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実を図るとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑥年収500万円未満程度世帯まで拡充された府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等過程も対象とし、生徒への直接助成とすること。国に対し、私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう求めること。
- ⑦高すぎる大学の学費の値下げを行なうよう、国に要望するとともに、給付制の奨学金の導入を求めること。また本府としても、府内出身の大学生等に対して無利子の奨学金制度を創設すること。
- ⑧府立学校の耐震工事やバリアフリー化を期限をきって早急に府の責任ですすめること。そのためにも国に対し、国庫補助制度の拡充、木造二階建て未満の校舎なども対象にするよう求めること。市町村への支援も行なうこと。子どもたちへの科学的な防災教育（原発・放射能災害をふくむ）をすすめること。ガードレールの設置など対策の必要な個所への安全対策や日常生活の安全対策を強化し、予算措置を行なうこと。指導に携わる教職員及び学童保育所など児童福祉施設の職員増員に積極的にとりくむこと。
- ⑨同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
- ⑩伏見港公園体育館など老朽化した施設について、遅滞なく大規模な修繕・改修を実施すること。
- ⑪府立植物園を府直営で、「生きた植物の博物館」としての魅力を生かし、充実させること。高齢

者の入園料を無料に戻すこと。

- ⑫文化・芸術、スポーツ、社会教育にかかわる府立、指定管理施設について府民が利用しやすいように安価な施設利用料・駐車料とすること。廃止された南山城少年自然の家の跡地活用について、地元住民やこれまでの利用者の声が反映されるよう、支援すること。府内の小中高校、子どもたちを対象にした舞台公演・鑑賞創作活動等への支援事業を抜本的に拡充させること。
- ⑬憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑭公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行ない、さらに府立大学の老朽校舎の整備、耐震をふくめた改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。府立医大における臨床研究の不祥事について、徹底的に真相を解明すること。

## ○安心して子育てができる支援の拡充を

- ①27年度から施行される子ども子育て支援法については、保育の公的責任を果たし、障害児や短時間保育などの子どもが排除されないよう国に求めること。京都府についても現行水準が下回るような施策・充実を行うこと。
- ②男女ともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善にむけ、労働局と連携して、企業への指導・援助を強めること。
- ③「家庭支援総合センター」の職員体制を拡充すること。また、乙訓・南丹地域に新たに児童相談所を設置し、府内での総合的な支援体制がいっそう充実されるようにすること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう体制を拡充すること。府民、市町村、関係機関と協力し、児童虐待の早期発見、保護、児童虐待そのものの根絶のための施策展開を図る実効性あるネットワークを構築すること。
- ④「子ども発達支援センター」は、ADHD・学習障害・高機能広汎性発達障害などの障害児も含め障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行なうこと。舞鶴子ども療育センターと花ノ木センターの療育体制を支援すること。
- ⑤小規模学童保育の支援を引き続き行なうとともに、大規模学童保育所の解消を支援すること。障害児を含む学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減や1人親家庭への支援の強化に努めること。本府の中高生を対象とした障害児放課後サポート事業を拡充すること。
- ⑥配偶者暴力相談支援センターの体制を強化するとともに、府北部、南部に同センターを設置すること。児童養護施設の増設などを行ない、緊急一時保護施設、母子生活支援を拡充すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑦乳幼児から大人までの喘息やアトピー性皮膚炎、アナフィラキシーショック、化学物質過敏症などアレルギー性疾患についての府内での実態調査を行ない、府としての総合的なアレルギー性疾患についての対応方針を確立すること。
- ⑧保健士や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行なうこと。
- ⑨児童ポルノによる被害児者を一人もつくりたくないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広

報啓発などに努力すること。被害児者の支援体制を強化し、人的体制も拡充すること。

## 4. 原発ゼロ、災害の被害防止と安心安全なまちづくりを

### ○すべての原発の廃炉と原発防災対策の強化を

- ①敦賀原発3・4号機の新規建設の中止、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、核燃料サイクルからの撤退、すべての原発の廃炉を国と電力会社に求めること。
- ②市町村の防災計画の見直しに対し、避難計画の対応など、実効ある対策がとれるよう支援するとともに、京都府地域防災計画の見直しにあたっては、30 kmの範囲に限定せず、府域全体を対象とするなど、市町村との連携と協議を密にし、府の責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ③東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の速やかな実施を行なうこと。また、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための交通費負担を支援すること。
- ④地域防災計画の見直しと具体化に際し、資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すとともに、初期被爆医療体制、二次被爆医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。事故発生時のヨウ素剤配布についてひき続き拡充を行い、住民とりわけ子どもたちへのヨウ素剤投与が迅速にできる体制を構築すること。
- ⑤日本海側の直下型地震・隠岐トラフ等の対策を強め、地震・津波被害想定調査を早急に実施すること。

### ○再生可能エネルギーの飛躍的普及を

- ①再生可能エネルギーを京都府の基幹エネルギーとして位置づけること。また飛躍的な普及のため太陽光パネル発電設置目標等を見直すとともに、再生可能エネルギーと省エネルギー社会実現に向けた中長期の目標と計画を持つこと。
- ②太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、また、市町村との情報共有、意見交換、研究・開発のための「検討会議」を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ③発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先アクセス原則など、電力事業者のあり方を検討するよう求めること。
- ④京都府は「地球温暖化対策推進計画」で、2011年度以降の温室効果ガス排出量について、当面の目標として2020年度までに1990年比25%削減、中期目標として2030年度までに40%、長期的目標として2050年までに80%以上削減目標を掲げているが、原発の稼働を前提としており、目標達成に向けた計画の見直しを行なうこと。
- ⑤化石燃料依存の発電は当面最小限にし、火力発電を高効率の天然ガス発電へと転換するなど、電力確保とCO<sub>2</sub>カットの両面から取り組むこと。
- ⑥これまでのCO<sub>2</sub>削減の多くは、リーマンショック、原油高騰による景気後退と電気排出係数の変動によるもので、今後、大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・ト

レード方式の導入を早急に実施すること。

- ⑦市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑧府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間 830 万トンもの CO2 を排出する舞鶴石炭火力発電所の 1・2 号機の操業停止を関電に求めること。発電所等の CO2 排出は、EU 等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑨道路河川敷の緑化、屋上、壁面緑化の推進など市街地の緑化対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること

## ○防災・減災への本格的な災害対策を

- ①発生が予測されている東海・東南海・南海地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。
- ②迅速な災害対応をとるため、被害想定公表と周知、情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急無線のデジタル化など市町村と連携した体制を構築すること。
- ③学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。耐震診断制度を交通費も含め無料化すること。
- ④災害に強い街づくりのため、遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常襲地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑤淀川水系河川整備計画については、流域の多くの住民の安全とともに、宇治川や嵐山の景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業である。府は、計画の撤回を求めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発の中止等、全面的な見直しを行なうこと。

## ○安心して住み続けられる環境行政を

- ①産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」に基づいて、徹底立ち入り検査の実施、不法投棄のルートと関係者の解明を行い、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行など実効ある措置を取ること。
- ②城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃汚染土壌は完全に撤去させること。地下水などの水質検査を定期的に行い、その結果を公表すること。汚染物質・土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に、万全の対策を講じること。また、条例、法令の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止を図ること。
- ③ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- ④市町村の廃棄物焼却施設の老朽化の対応が急がれており、財源確保も含む支援策を講じること。
- ⑤海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。
- ⑥ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求めること。府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は改

修して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化を図ること。

- ⑦アスベスト対策について、被災者へのしっかりとした国の補償を求めるとともに、解体現場などでの新たな被害を生み出さないためにも、大気汚染防止法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則など関係法規厳守の監督強化を行なうこと。
- ⑧中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充を図ること。
- ⑨「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。

## ○住民本位の開発、地域づくり、公共交通対策を

- ①学研都市開発計画は、木津東・木津北地区の中止及び全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。
- ②交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は、建設の中止を求め、阪神道路株式会社から撤退すること。新名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ③高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の歩行者安全対策を緊急に行なうこと。
- ④利用者数3,000人以上の鉄道駅のバリアフリー化のため、府としても鉄道事業者と協議を進め、早急な整備を進めること。JR奈良線複線化を急ぐこと。ホームに安全柵の設置等、安全対策を早急に講じること。
- ⑤「京都府住宅基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない、府民の入居希望に応えること。エレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化をはじめ、エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替の府の費用負担などの入居者の声にしっかりと応えるものとする。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。
- ⑥市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化を図り、路線バス、コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実を図ること。公共交通のあり方の協議は住民参加で進め、地域公共交通会議をすべての自治体に設置すること。
- ⑦マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行なうこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ⑧世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全を図ること。景観法の積極的活用を図り、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ⑨府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の活用を進めること。

- ⑩府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、単年度工事だけでなく複数年にまたがる工事も対象とし、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保へ向け、発展させること。

## 5. 地方自治を守り、憲法にもとづく府政への転換を

### ○関西広域連合のあり方の見直し、京都地方税機構の強権的運営の中止を

- ①大企業・特定企業を優遇支援する「関西イノベーション国際戦略総合特区」や関経連が提唱する「はなやか関西」の推進など、関西財界主導の運営や大企業の利益優先の事業展開を改めること。不要不急のリニア新幹線や北陸新幹線の誘致、危険な原発の推進、地方自治破壊の道州制につながる検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。
- ②国出先機関の移管は、国の責任と役割を後退させるものであり、移管を求める業務は取りやめること。プロジェクトチームにかかる人件費などに負担金を支出しないこと。
- ③京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯に強引な差押えを行う状況をただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、『納税緩和措置』を活用するよう求めること。
- ④府や市町村の課税自主権を侵害する法人関係税などの「事務移管」は中止・撤回すること。

### ○憲法擁護、平和行政の確立、府政運営の転換を

- ①「武器輸出三原則」の見直しを許さず、核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。
- ②舞鶴西港、舞鶴国際ふ頭での自衛隊艦船の活動など、軍事的利用拡大は認めず、舞鶴港を平和の港として発展させること。米艦船等の舞鶴入港にあたっては、非核証明書の提出を求めること。
- ③周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。
- ④憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を守り、府民の暮らしのすみずみに生かすこと。
- ⑤府職員削減をやめ、農林水産業支援、土木事務所の技術職の増員など府民の命や財産を守る現場業務の抜本的拡充へ体制を強化すること。土木事務所の再配置など広域振興局のあり方の再検討をすすめること。
- ⑥異常な超勤の抜本的改善、メンタルヘルス対策の強化を進めること。府が雇用している非正規労働者の給与と労働条件を改善し、官製ワーキングプアを生み出さないこと。
- ⑦「指定管理者の見直し」にあたっては、効率やコストだけを選択基準にするのではなく、施設の設置趣旨が生かされる選択を行い、労働条件の改善をすすめること。また、必要に応じ府直営に戻すことも検討すること。

以上